

令和元年度営業拠点県内移転支援事業費補助金に係るQ & A

問1 令和元年度営業拠点県内移転支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の第4条（2）において、補助対象事業の条件として、「令和2年1月26日時点で事業者が直接雇用していた従業員を継続雇用していること。」とあるが、令和2年1月26日以降に、再出店の見通しが立つまで一時的に解雇した従業員について、再出店に伴い再雇用した場合は、本補助金の対象となるか。

答.

- 継続雇用とみなし、対象となります。ただし、一時的に解雇した従業員とは別の従業員を新たに雇用した場合は、継続雇用とならず対象となりませんので、ご注意ください。

問2 当初入居していた百貨店を退去した後、別店舗（2か所目）に移転し、さらにそこからまた別の店舗（3か所目）に移転した場合、どの部分が補助対象として認められるか。

答.

- 交付要綱第5条に定める補助対象経費のうち、引越費用及び賃貸借費用については、当初入居していた百貨店から2か所目までの移転に係る経費を対象とします。

問3 交付要綱に定める様式第1号（事業計画書）の添付書類として、「移転前の百貨店のテナント入居に係る契約書の写し」とあるが、諸事情により契約書そのものの提出が困難である場合は、代替書類の提出で認められるか。

答.

- 移転前の百貨店にテナント入居していたことを証する書類であれば、代替書類の提出で可とします。
（例：テナント賃料の支出を証する書類 等）

問4 交付要綱第5条に定める補助対象経費について、引越業者等を利用した際の費用以外で、社用車もしくはレンタカーなどを使用した搬出・搬入作業に係る燃料費（ガソリン代）は対象になるか。

答.

- 対象となりません。
- なお、事業者自ら引越しを行った場合において、運搬用車両の賃借料は対象となります。

問5 店舗の移転に関して、いわゆる賃貸借契約という形での再出店ではない場合（売上歩合による出店手数料を商業施設側に支払うような場合）でも、再出店と認められるか。

答.

- 必ずしも賃貸借契約によらずとも、交付要綱第2条第1項に記載のある、売上仕入れ契約、販売業務委託契約等のテナント出店契約については、再出店と認められます。
- 実際の出店形式については個別のケースに応じて様々なパターンが想定されますので、交付要綱に定める条件に合致するか不明な場合は、山形県産業労働部中小企業振興課経営支援担当（TEL：023-630-2290）までご相談ください。